

2024年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法 務 研 究 科

法律科目試験
(憲法・民法・刑法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

C自治会は、A市B地区に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、地方自治法第260条の2が定める「地縁による団体」として認可を受けた認可地縁団体である。B地区の全世帯（約500世帯）の約95%がC自治会に加入しており、その活動は、A市等の公共機関からの配布物の配布、災害時等の協力、清掃活動、防犯パトロール、各種行事の実施、集会所の管理・提供等、極めて広範囲に及んでいる。C自治会（強制加入ではないが、未加入者は、C自治会の活動の対象外となるため、A市等からの配布物が配布されず、また、災害や不幸などがあった場合でも、C自治会からの協力・援助を受けることができない。）

20XX年、台風による豪雨の影響で、A市を流れるD川の堤防が決壊した。B地区は高台に位置していたために被害を免れたが、A市の他の多くの地域で家屋が浸水するなどの水害が発生した。そこでC自治会は、総会において、適正な手続を経たうえで、特別会費として一世帯当たり100円を徴収し、それを被災したA市内の別の地区の自治会や町内会へ見舞金として寄付することを決定した（以下、本決定）。

C自治会の会員Xは、寄付をするか否かは、個人の自由な意思に委ねられるべき事柄ではないのか、本決定には法的な問題があるのではないかなどと考え、法律家であるあなたのもとへ相談に訪れた。

〔設 問〕

Xの相談に対してどのように答えるかを、憲法の観点から踏まえながら論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

12

参考資料1 地方自治法第260条の2

1 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

[中略]

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

[以下略]

26092 J 972

参考資料2 C自治会規約（抄）

（会員）

第3条 本会の会員は、B地区に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むこと等により、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員相互の親睦に関すること

（2）清掃、美化等の環境整備に関すること

（3）防災、防火、交通安全に関すること

（4）住民相互の連絡、広報に関すること

（5）集会所の維持管理に関すること

（6）その他、本会の目的を達成するために必要なこと

（会費）

第6条 会員は、1世帯あたり年額6000円（月額500円）を会費として、本会が指定する方法により納入するものとする。

2 特別会費についても、本会が指定する方法により納入するものとする。

3 会費（特別会費を含む。以下同じ。）を納入していない会員は、会費を納入するまで、総会における議決権が停止される。

4 会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じない会員は、退会したものとみなす。

会費目的

滞納者に対する会費